

平成19年に所得が下がり、 所得税がかからなくなった方へ

～所得変動に伴い、町県民税の還付が受けられます。

そのためには申告が必要となります。～

平成18年分の所得税が課税されていて、退職、休職や廃業等で収入が激減し、平成19年分の**所得税が非課税となった場合**、税源移譲に伴う所得税の負担軽減が受けられず、平成19年度の町県民税の増加分の影響だけ受けることになります。

このような所得変動による年度間の負担増を調整するため、平成19年度の町県民税の減額措置制度の経過措置が設けられています。適用になる方については、下記の通り申告が必要となります。なお、この措置は今回限りの措置となります。

■**対象者**／平成18年分の所得税が課税(土地・株式の譲渡所得等を除く)され、平成19年分の所得税がかからなかった方。(土地・株式の譲渡所得等を含む)

ただし、平成19年中に亡くなられた方や、海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方は、対象となりません。

また、寄附金控除などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方には、この減額措置は適用されません。

■**申告**／平成19年1月1日現在お住まいの市区町村(平成19年度分の住民税を課税した市区町村)へ『平成19年度分 市町村民税・道府県民税 減額申告書』を**7月1日(火)から31日(木)までに提出**してください。

町では、この減額措置の対象になると思われる方には、6月下旬に『平成19年度分 市町村民税・道府県民税 減額申告書』を送付しています。

ただし、町が、平成19年度及び平成20年度の課税状況が確認できる方に限ります。

■**還付**／既に納付済の平成19年度の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付することになります。

《適用になるかチェックしてみてください》

平成18年分の所得(土地・株式の譲渡所得等を除く)があり、所得税を納付している。

はい

平成19年分の所得(土地・株式の譲渡所得等を含む)が減少して、所得税がかからなかった。

いいえ

町県民税に係る税源移譲時の年度間の所得変動に対する減額措置の適用は、ありません。

はい

平成19年1月1日現在、松伏町に居住していて、松伏町で平成19年度分住民税が課税されている。

いいえ

平成19年1月1日現在、松伏町以外の市区町村に居住していて、その市区町村で平成19年度分住民税が課税されている。

はい

平成20年7月1日～31日までに、申告書を松伏町税務課へ提出してください。

はい

平成20年7月1日～31日までに、平成19年1月1日現在、居住されていた市区町村へ申告書を提出してください。